

事業者を相手方とする受注型企画旅行契約にかかる旅行業約款の
個別認可について

観光庁より通達が発出されましたのでお知らせします。

標準旅行業約款では、旅行者が自己都合により、受注型企画旅行契約を解除する場合の取消料の額を同約款「受注型企画旅行契約の部」第16条第1項及び別表第一「取消料表」により定め、取消料金額を増額する旨の特約については、「旅行者の不利」な特約として、その効力を認めないこととなっています。(同部第1条第2項)

かかる条項は、消費者である旅行者と旅行業者との間の保有する情報の質及び量の格差、並びに交渉力の格差に鑑み、旅行者の利益の保護を図ることを目的とするものです。受注型企画旅行契約の相手方が事業者である場合には、必ずしも、情報の質及び量、並びに交渉力の格差ではなく、取消料の金額について、契約当事者間の自由な合意を制限する必要はないものと考えられます。

そこで、今般、事業者が相手方となる場合の受注型企画旅行契約について、旅行業者と事業者との合意により取消料を定めることを可能とする旅行業約款の認可が行われました。

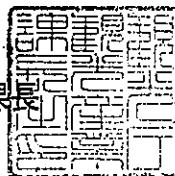
申請開始日：平成28年7月1日



観観産第752号
平成28年3月31日

都道府県旅行業担当部長 殿

観光庁観光産業課長



事業者を相手方とする受注型企画旅行契約にかかる
旅行業約款の個別認可について

標準旅行業約款では、旅行者が、自己都合により、受注型企画旅行契約を解除する場合の取消料の額を同約款「受注型企画旅行契約の部」第16条第1項及び別表第一「取消料表」により定め、取消料額を増額する旨の特約については、「旅行者の不利」な特約として、その効力を認めないこととなっております(同部第1条第2項)。

かかる条項は、消費者である旅行者と旅行業者との間の保有する情報の質及び量の格差、並びに交渉力の格差に鑑み、旅行者の利益の保護を図ることを目的とするものです。そのため、受注型企画旅行契約の相手方が事業者である場合には、必ずしも、情報の質及び量、並びに交渉力の格差ではなく、取消料の金額について、契約当事者間の自由な合意を制限する必要はないものと考えられます。

そこで、今般、事業者が相手方となる場合の受注型企画旅行契約について、旅行業者と事業者との合意により取消料を定めることを可能とする旅行業約款の認可を行うこととしましたので、ご了知のほどよろしくお願いいたします。

また、今回の旅行業約款の個別認可にかかる審査要領等は、別添のとおりとしておりますので、貴都道府県に対し、所管事業者から本件に関する申請が行われた際に、ご参照いただければと存じます。